

○岩手県警察犯罪被害者支援推進委員会設置要綱の制定について

平成28年10月25日
岩警務 第 57号
岩生安 第 72号
岩刑事 第 57号警察本部長
岩交通 第 53号
岩警備 第 50号

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成28年11月1日から施行するので誤りのないようにされたい。

なお、岩手県警察犯罪被害者支援推進委員会設置要綱の制定について（平成24年2月23日付け岩警務第6号、岩生安第14号、岩刑事第19号、岩交通第15号、岩警備第13号）は、廃止する。

別添

岩手県警察犯罪被害者支援推進委員会設置要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、岩手県警察犯罪被害者支援推進委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2 本部に委員会を置く。

（任務）

第3 委員会は、犯罪被害者支援に関する施策の推進状況を点検し、必要な調整を行うことを任務とする。

（構成）

第4 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は警務部長とし、副委員長は警務部県民課長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 警務部総務課長
- (2) 警務部警務課長
- (3) 警務部人財育成課長
- (4) 警務部会計課長
- (5) 生活安全部生活安全企画課長
- (6) 生活安全部地域課長

- (7) 生活安全部通信指令課長
- (8) 生活安全部少年課長
- (9) 生活安全部生活環境課長
- (10) 刑事部刑事企画課長
- (11) 刑事部捜査第一課長
- (12) 刑事部捜査第二課長
- (13) 刑事部組織犯罪対策課長
- (14) 交通部交通企画課長
- (15) 交通部交通指導課長
- (16) 警備部公安課長
- (17) 警備部警備課長

(運営)

第5 委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(幹事会)

第6 委員会の任務を補助させるため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は警務部県民課長を、幹事は被害者支援担当補佐をもって充てる。
- 4 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集する。
- 5 幹事長は、必要に応じて幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

(庶務)

第7 委員会及び幹事会の庶務は、警務部県民課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。